

日薬業発第 166 号

令和 8 年 7 月 21 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会

副会長 渡邊 大記

疑義解釈資料の送付について（その 10）

標記について、厚生労働省保険局医療課から別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

疑義解釈資料につきましては、令和 8 年 6 月 26 日付け日薬業発第 134 号ほかにてお知らせしたところですが、今般、別添のとおり追加の疑義解釈が示されました。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、これら資料につきましては、以下の URL から閲覧が可能になっていることを申し添えます。

○「令和 8 年度診療報酬改定について」

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療
> 医療保険 > 令和 8 年度診療報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_67729.html

< 抄 >

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 17 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 10）

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡するとともに別添団体各位に協力を依頼しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 17 日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 10）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和 8 年厚生労働省告示第 69 号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 6 号）等により、令和 8 年 6 月 1 日より実施することとしているところですが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添 1 から別添 5 までのとおり取りまとめましたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

また、「疑義解釈資料の送付について（その 7）」（令和 8 年 5 月 29 日事務連絡）別添 3 の問 7 は、廃止します。

調剤報酬点数表関係

【調剤時残薬調整加算】

問 1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 6 号) 別添 3 の「区分 1 0 の 2」調剤管理料の 2 調剤時残薬調整加算の(6)において、内服薬、屯服薬及び外用薬については、「7 日分以上相当」の残薬についての基準が示されているが、注射薬についてはどのように考えればよいか。

(答) 注射薬における「7 日分以上相当」とは、処方箋で指示されている 1 日使用量に鑑みて 7 日分以上の使用量に相当する残薬をいう。なお、インスリン製剤等の 1 製剤で複数回使用可能な注射薬については、製剤単位で残薬の調整を行うこと。

問 2 「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について」(令和 8 年 3 月 27 日保医発 0327 第 2 号) の別表 I において、調剤時残薬調整加算を算定するにあたり、調整した残薬日数が 6 日以下の場合、残薬調整をする理由を摘要欄に記載することとされており、そのうちの 1 つとして「投与間隔が長い薬剤のため」と記載可能であるが、「投与間隔が長い」とは、具体的にどういった場合を指すか。

(答) 投与間隔が 6 日間以上の場合を指す。

【服用薬剤調整支援料】

問 3 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 6 号) 別添 3 の「区分 1 4 の 3」服用薬剤調整支援料(2)服用薬剤調整支援料 2 のアにおいて「内服薬が合計で 6 種類以上処方されている患者」とあるが、この内服薬の種類数の考え方については、服用薬剤調整支援料 1 と同じか。

(答) そのとおり。調剤している内服薬の種類数に屯服薬は含めない。また、内服薬の種類数の計算に当たっては、錠剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤及び液剤については、1 銘柄ごとに 1 種類として計算する。

【かかりつけ薬剤師フォローアップ加算】

問 4 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 6 号) 別添 3 の「区分 1 0 の 3」12 かかりつけ薬剤師フォローアップ加算の(2)のイにおいて、「ただし、かかりつけ薬剤師フォローアップ加算に係る業務を行うことによって当該算

定に係る問題（残薬等）が解消されている場合を除く。」の規定に該当する場合は、かかりつけ薬剤師フォローアップ加算を算定可能できるのか。

（答）算定不可。直近6月以内に外来服薬支援料1、服用薬剤調整支援料1若しくは2又は調剤管理料の調剤時残薬調整加算若しくは薬学的有害事象等防止加算を算定している場合であっても、かかりつけ薬剤師フォローアップ加算に係る業務により当該算定の原因となった問題（残薬等）が解消されている場合は、当該加算を算定できない。

揭示事項関係

【揭示事項】

問1 保険医療機関、保険薬局及び訪問看護ステーションにおいて、健康保険法に基づく「保険医療機関及び保険医療養担当規則」(昭和32年厚生省令第15号)等の各規則、告示及び通知により、保険医療機関等内に掲示することと定められている事項について、電子的表示(デジタルサイネージ等)による掲示を行ってよいか。

(答) 差し支えない。ただし、電子的表示による掲示にあたっては、利用者が容易に視認し、その内容を適切に確認することができるようにすることとし、表示内容を一定時間ごとに切り替えて表示する方法を用いる場合であっても、数分以内に一巡して表示される等、利用者が当該内容を全て確認できる状態を確保すること。

また、利用者から求めがあった場合に速やかに閲覧に供することができるよう、掲示内容を記載した紙媒体を保険医療機関等内に備え付け、当該掲示内容を紙媒体で閲覧できる旨を表示すること。

なお、「医療法」等、健康保険法以外の法令に基づき掲示が求められている事項については、それぞれの法令の規定に従うこと。